

資料 1



兵庫県アレルギー疾患準拠点医療機関について

令和5年度アレルギー疾患医療連絡協議会
医療部会 資料

兵庫県保健医療部感染症等対策室感染症対策課

アレルギー疾患対策基本法

<アレルギー疾患対策の推進に関する基本的な指針>

第3条（基本理念）

アレルギー疾患対策は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- 一 (略)
- 二 アレルギー疾患有する者が、その居住する地域にかかわらず等しく科学的知見に基づく適切なアレルギー疾患に係る医療（以下「アレルギー疾患医療」という。）を受けることができるようすること。
- 三、四 (略)

第5条（地方公共団体の責務）

地方公共団体は、基本理念にのっとり、アレルギー疾患対策に関し、国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施するよう努めなければならない。

<アレルギー疾患対策の推進に関する基本的な指針（抜粋）>

- (2) 国、地方公共団体、医療保険者、国民、医師その他の医療関係者及び学校等の設置者又は管理者の責務
- ア (略)
 - イ 地方公共団体は、基本的な考え方のとおり、アレルギー疾患対策に関し、国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定及び実施するよう努めなければならない。

兵庫県アレルギー疾患準拠点医療機関について

選定要件の検討及び指定に向けて

● これまでの検討状況(R2~4年度)

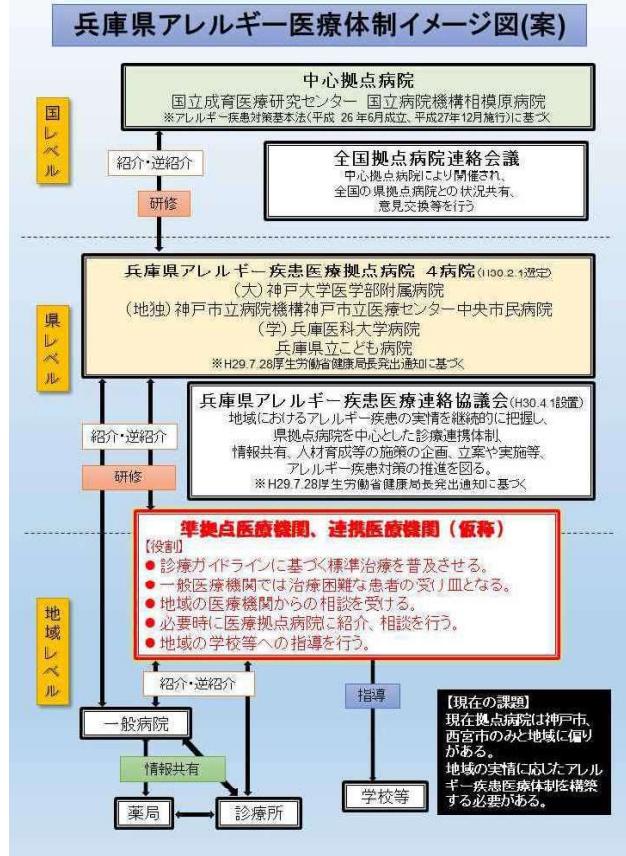
- 令和2年度……要件に係るアンケート実施
 - 令和3年度……再アンケートの実施
 - 令和4年度……選定要件の具体化、意向状況
- 別紙参考

● 指定の目標数等は適当か

1. 指定を目指す目標数の考え方は適当か
2. 手挙げがない地域へのアプローチは適当か
3. 医療部会等での検討を含め手続きは適当か

● 役割や情報公開項目は適当か

1. 準拠点病院や連携医療機関の役割は適当か
2. 今後、情報提供する項目や手順に問題はないか
3. 手挙げがない地域で、準拠点病院を指定できない場合、どのようにするか



03

都道府県アレルギー疾患医療拠点病院

全国の指定状況

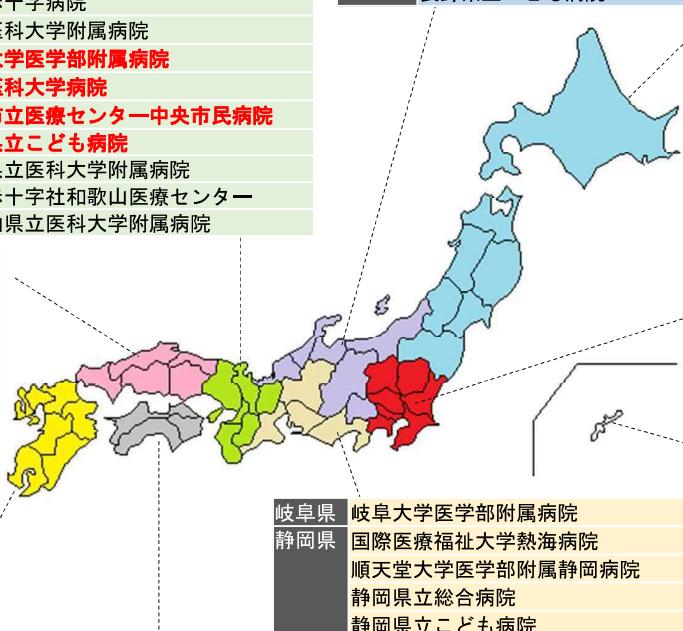
全国に
11か所

R5.9.11 時点

R1.8月末では28都府県
54病院

| | |
|------|---------------------------|
| 鳥取県 | 鳥取大学医学部附属病院 |
| 島根県 | 島根大学医学部附属病院 |
| 岡山県 | 国立病院機構南岡山医療センター 岡山大学病院 |
| 広島県 | 広島大学病院 |
| 山口県 | 山口大学医学部附属病院 |
| 福岡県 | 国立病院機構福岡病院 |
| 佐賀県 | 佐賀大学医学部附属病院 |
| 長崎県 | 長崎大学病院 |
| 熊本県 | 熊本大学病院 |
| 大分県 | 大分大学医学部附属病院 |
| 宮崎県 | 宮崎大学医学部附属病院 |
| 鹿児島県 | 鹿児島大学病院 |

| | |
|-----|-------------|
| 徳島県 | 徳島大学病院 |
| 香川県 | 香川大学医学部附属病院 |
| 愛媛県 | 愛媛大学医学部附属病院 |
| 高知県 | 高知大学医学部附属病院 |



| | |
|-----|-------------|
| 新潟県 | 新潟大学医学部附属病院 |
| 富山県 | 富山県立中央病院 |
| | 富山大学附属病院 |
| 石川県 | 金沢大学附属病院 |
| 福井県 | 福井大学医学部附属病院 |
| 山梨県 | 山梨大学医学部附属病院 |
| 長野県 | 信州大学医学部附属病院 |
| | 長野県立こども病院 |

| | |
|-----|----------------|
| 北海道 | 北海道大学病院 |
| 青森県 | 弘前大学医学部附属病院 |
| 岩手県 | 岩手医科大学附属病院 |
| | 国立病院機構盛岡医療センター |
| 宮城県 | 東北大学病院 |
| | 宮城県立こども病院 |
| 秋田県 | 秋田大学医学部附属病院 |
| | 中通総合病院 |
| 山形県 | 山形大学医学部附属病院 |
| 福島県 | 福島県立医科大学附属病院 |

| | |
|------|---|
| 茨城県 | 筑波大学附属病院 |
| 栃木県 | 獨協医科大学病院 |
| 群馬県 | 群馬大学医学部附属病院 |
| 埼玉県 | 埼玉医科大学病院 |
| 千葉県 | 千葉大学医学部附属病院 |
| 東京都 | 東京慈恵会医科大学附属病院 国立成育医療研究センター 東京都立小児総合医療センター |
| 神奈川県 | 神奈川県立こども医療センター 横浜市立みなと赤十字病院 |

| | |
|-----|--|
| 愛知県 | 名古屋大学医学部附属病院 名古屋市立大学病院 藤田医科大学病院 藤田医科大学ばんたね病院 愛知医科大学病院 あいち小児保健医療総合センター |
| 三重県 | 国立病院機構三重病院 三重大学医学部附属病院 |

比較

拠点病院選定要件と県準拠点医療機関の選定要件

拠点病院の選定要件

1. アレルギー疾患の診療経験が豊富な内科、小児科、皮膚科、眼科、耳鼻いんこう科領域の専門的な知識と技能を有する医師が常勤していること
2. 各診療科の医師は、日本アレルギー学会のアレルギー専門医資格を有することが望ましい
3. アレルギー疾患に関する専門的な知識と技能を有する薬剤師、看護師、管理栄養士等が配置されていることが望ましい

R4年度 県準拠点医療機関の選定要件（案）

| 準拠点医療機関 | |
|--|--|
| 準拠点病院 (拠点病院に準ずる機能をもつ病院) | 連携医療機関 (拠点病院、準拠点病院、地域の医療機関との連携可能な病院・診療所等) |
| 計11点以上 | 計 9 点以上 |
| 【要件 1】…5 点 次に掲げる①、②のいずれかに該当する。 ①内科、小児科、皮膚科、眼科、耳鼻咽喉科領域のいずれかの領域において、2科以上のアレルギー疾患の診療経験が豊富な、専門的な知識と技能を有する医師が常勤している。 ②内科、小児科、皮膚科、眼科、耳鼻咽喉科領域のいずれかの領域において、アレルギー疾患の診療経験が豊富な、専門的な知識と技能を有する医師が常勤している、かつ人口10万人あたりの年間初診外来患者数が100人程度である。(年間初診外来患者数/調査時直近の医療圏域推計人口×10万で算出) | |
| 点数枠 | 【要件 2】…5 点 日本アレルギー学会のアレルギー専門医資格を有する医師が常勤している。 |
| | 【要件 3】…3 点 アレルギー疾患に対応できる薬剤師、看護師、管理栄養士等が1名以上配置されている。 |
| | 【要件 4】…1 点 兵庫県アレルギー疾患医療拠点病院と連携が出来る体制が整備されている。 |
| または | |
| 推薦枠 | 要件 2 を満たさない場合は、兵庫県アレルギー疾患医療連絡協議会医療部会において推薦を受ける必要がある。 |
| | 日々のアレルギー疾患の診療状況や地域への貢献等を考慮し、「兵庫県アレルギー疾患医療連絡協議会医療部会」から準拠点医療機関（仮称）として準拠点病院の推薦を受ける。 |

05

県準拠点医療機関に相当する制度を有する他府県

5都府県で確認している

- 都指定専門病院
13か所



東京都

- 県指定専門医療機関
32か所 (病院)



神奈川県

- 県指定地域基幹病院
20か所



千葉県

- 連携協力病院4か所



大阪府



兵庫県

選定(指定)要件等の比較

先行都府県の状況

| | 東京都 | 神奈川県 | 千葉県 | 大阪府 | 兵庫県 |
|------|--|--|---|--|--|
| 名称 | 東京都アレルギー疾患医療専門病院 | 県指定のアレルギー疾患の専門医療機関 | アレルギー疾患地域基幹病院 | 大阪府アレルギー疾患医療連携協力病院 | 兵庫県アレルギー疾患拠点医療機関 |
| 選定方法 | 選定要件を満たせば都が指定 (公募) | ホームページに詳細なし<未聴取> | アンケート調査 | 公募 | 公募 |
| 役割 | ① 診断が困難な症例や標準的治療では病態が安定しない重症及び難治性のアレルギー疾患に対する診断、治療及び管理を行う病院 ② 国や都が行う調査、研究等への協力 等々 | 診療ガイドラインを活用して、患者に対して適切な対応と自己管理手法の指導を行う | かかりつけ医と連携して、定期的な病態の評価、標準的な治療では病態が安定化しない患者等に対する診断、治療、管理を行う | 拠点病院と連携・協力してアレルギー疾患医療を担う | ① 診療ガイドラインに基づく標準治療を普及させる ② 地域の医療機関では治療困難な患者の受け皿となる ③ 地域の医療機関からの相談を受ける ④ 必要時拠点病院に紹介・相談を行う ⑤ 地域の学校等への指導を行う |
| 選定要件 | ① アレルギー疾患に係る専門治療等の提供 ② アレルギー疾患に係る専門的な知識及び技能等を有する医師等の配置 ③ アレルギー疾患に係る患者指導を行う看護師等の配置 等々 | ホームページに詳細なし<未聴取> | ホームページに詳細なし<未聴取> | ① 日本アレルギー学会専門医教育認定施設に認定されていること。 ② 府や拠点病院が実施する事業への協力に同意すること 等々 | 別紙参照 |
| 備考 | | 県指定の専門医療機関の他に、医療従事者育成等を行う「集学的医療機関」を6か所指定 | | 概ね2次医療圏域に2~3か所程度 | 医療部会で協議 |

県準拠点医療機関(案)に相当する制度等を有する道都県

その他の道県の状況

| 都道府県名 | 協力病院 | 名称等 | か所数 | HP詳細 | 備考 |
|---------|------|----------|-----|------|------------------|
| 1 北海道 | ○ | 地域協力病院 | 10 | ○ | |
| 9 栃木県 | ○ | 医療中核病院 | 12 | ○ | |
| 10 群馬県 | ○ | 連携病院 | 17 | ○ | |
| 11 埼玉県 | ▲ | 連携医療機関 | | | 概要に仮称として掲載 |
| 12 千葉県 | ○ | | | | |
| 13 東京都 | ○ | | | | |
| 14 神奈川県 | ○ | | | | |
| 27 大阪府 | ○ | | | | |
| 28 兵庫県 | ▲ | | | | |
| 29 奈良県 | ○ | 診療科別支援病院 | 9 | ○ | |
| 33 岡山県 | △ | 専門医療機関 | 405 | ○ | 単に情報提供 |
| 35 山口県 | ☆ | 疾患医療認定制度 | — | ○ | アレルギードクター等の認定、公表 |
| 36 徳島県 | △ | — | — | ○ | 単に情報提供 |
| 38 愛媛県 | △ | — | — | ○ | 単に情報提供 |
| 44 大分県 | △ | — | — | ○ | 単に情報提供 |
| 46 鹿児島県 | ▲ | 協力病院 | 0 | ○ | 概要に掲載も指定なし |

別に記載

手挙げ希望に係る指定要件

R4連絡協議会での要件

| 準拠点医療機関 | 準拠点病院 | 拠点病院に準じる機能を有する病院 |
|---------|-------|----------------------------------|
| 連携医療機関 | | 拠点病院、準拠点病院、地域の医療機関との連携可能な病院又は診療所 |

下記要件1～4の充足状況を点数化し、「準拠点病院」は計11点以上、「連携医療機関」は9点以上を満たすこと。

| | 指定要件※1 | 点数 |
|---|--|----|
| 1 | 次に掲げる①、②のいずれかに該当する。 | |
| ① | 内科、小児科、皮膚科、眼科、耳鼻いんこう科領域のいずれかの領域の2科以上において、アレルギー疾患の診療経験が豊富にあり、専門的な知識と技能を有する医師が常勤している。 | 5点 |
| ② | 内科、小児科、皮膚科、眼科、耳鼻いんこう科領域のいずれかの領域において、アレルギー疾患の診療経験が豊富にあり、専門的な知識と技能を有する医師が常勤している、かつ人口10万人あたりの年間初診外来患者数★が100人程度ある。※2 ★年間初診外来患者数/調査時直近の医療圏域推計人口×10万で算出 | |
| 2 | 日本アレルギー学会のアレルギー専門医資格を有する医師が常勤している。 | 5点 |
| 3 | アレルギー疾患に対応できる薬剤師、看護師、管理栄養士等が1名以上配置されている。 | 3点 |
| 4 | 兵庫県アレルギー疾患医療拠点病院と連携が出来る体制※3が整備されている。 | 1点 |

※1 診療所は、アレルギー科を含める。

※2 連携医療機関について、要件1-②の要件（年間初診外来患者数）が乖離している場合、兵庫県アレルギー疾患医療連絡協議会医療部会（以下、「医療部会」という。）において協議（推薦）を受ける必要がある。

※3 準拠点医療機関が担う連携体制は、次のア～カを参照。

- (ア)診療ガイドラインに基づく標準治療を普及する。
- (イ)地域の医療機関では治療困難な患者の受け皿となる。
- (ウ)地域の医療機関からの相談を受ける。
- (エ)必要時拠点病院に紹介・相談を行う。
- (オ)地域の保育所、学校等への指導を行う。
- (カ)その他、自治体が行うアレルギー対策への協力を行う。

準拠点病院、協力医療機関の指定目標数

R4連絡協議会での目標数

人口約30万人に1か所を設置目標とする（保健所設置基準並）

| 圏域 | 目標数 | 拠点病院数 | 準拠点医療機関数 | | 備考 |
|------|-----|-------|----------|--------|----------|
| | | | 準拠点病院 | 連携医療機関 | |
| 神戸 | 6 | 3 | 3 | | 目標数の設定なし |
| 阪神 | 6 | 1 | 5 | | |
| 東播磨 | 3 | | 3 | | |
| 北播磨 | 1 | | 1 | | |
| 播磨姫路 | 3 | | 3 | | |
| 但馬 | 1 | | 1 | | |
| 丹波 | 1 | | 1 | | |
| 淡路 | 1 | | 1 | | |
| 計 | 22 | 4 | 18 | | |

準拠点医療機関は、準拠点病院及び連携医療機関の2種とする。

ア **準拠点病院**：拠点病院に準じる機能を有する病院

イ **連携医療機関**：拠点病院、準拠点病院、地域の医療機関との連携可能な病院又は診療所

資料3 詳細表

令和4年度 兵庫県アレルギー疾患拠点医療機関手帳一覧

| 通し NO | 医療機関 概要 | | | 指定要件 | | | | | アレルギー疾患の専門的知識と技能を有する医師 | | | | | アレルギー疾患の専門的知識と技能を有する医師 | | | | | アレルギー疾患に対する薬剤師、看護師、管理栄養士等の資格者 | | | | | 施設病院 との連携体制 | | | | | | | | | | | | |
|----------|-------------|----|----------|------|----|---------------|------------------------------|------|------------------------|----|------|-----|-----|------------------------|-------|--------|-------|-----|-------------------------------|------|-------|--------|-------|----------------|-----|-----|------|------|-------|--------|------|-----------|----------|-------|---------|----|
| | 医療機関名 | 市町 | 2次 医療 地域 | 基本情報 | ① | ② | ③ | ④ | 合計 | 種類 | 内科 | 小児科 | 皮膚科 | 眼科 | 耳鼻咽喉科 | アレルギー科 | 内科 | 小児科 | 皮膚科 | 眼科 | 耳鼻咽喉科 | アレルギー科 | 計 | 車(人口 10万戸) | 内科 | 小児科 | 皮膚科 | 眼科 | 耳鼻咽喉科 | アレルギー科 | 薬剤師 | その他の資格者 | 看護師 | 管理栄養士 | その他の資格者 | 連携 |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 1 | 神戸市 神戸 診療所 | 5 | 5 | 3 | 1 | 14 | 連携医療 | | 1名 | 1名 | | | | | | | 489 | 0 | | | | 489 | 32.2 | | 1名 | | | | | 非常勤 | 常勤 | 常勤 | ○ | | | |
| 2 | 西宮市 航洋 診療所 | 5 | 3 | 1 | 9 | 連携医療 | | 3名以上 | | | | | | | | | 188 | | | | | 188 | 10.8 | | 1名 | | | | | 常勤 | 常勤 | 3名以上 常勤 | ○ | | | |
| 3 | 姫路市 摂南 痘瘍病院 | 5 | 5 | 3 | 1 | 14 | 連携医療 | | 2名 | | 3名以上 | | | | | | 2,157 | | 0 | | | 2,157 | 265.9 | | 2名 | | | | | 常勤 | 常勤 | 2名 非常勤 1名 | ○ | | | |
| 4 | 神戸市 神戸 病院 | 5 | 5 | 3 | 1 | 14 | 準拠点 3名以上 3名以上 | 1名 | 2名 | 2名 | | | | | | 0 | 50 | 95 | 0 | 2 | 147 | 9.7 | 2名 | 2名 | 1名 | | | | | 常勤 | 常勤 | 3名以上 常勤 | ○ | | | |
| 5 | 姫路市 摂南 痘瘍病院 | 5 | 5 | 3 | 13 | 連携医療 | 1名 | 1名 | 1名 | 2名 | | | | | | | | | | | 0 | 0.0 | | 1名 | | | | | 常勤 | 常勤 | 常勤 | | | | | |
| 6 | 西宮市 航洋 診療所 | 5 | 5 | 3 | 1 | 14 | 連携医療 | | 1名 | | | | | | | | 360 | | | | | 360 | 360 | 20.8 | 1名 | | | | | 1名 | 非該当 | 1名 | 非該当 | ○ | | |
| 7 | 姫路市 摂南 痘瘍病院 | 5 | 3 | 1 | 9 | 連携医療 | | | 1名 | | | | | | | | | 132 | | | | | 132 | 16.3 | | 1名 | | | | | 常勤 | 常勤 | 常勤 | ○ | | |
| 8 | 神戸市 神戸 診療所 | 5 | 5 | 1 | 11 | 連携医療 | | | 1名 | | | | | | | | 579 | 579 | 579 | 38.2 | | | | | 1名 | 1名 | | | | 1名 | 非該当 | 非該当 | 非該当 | ○ | | |
| 9 | 伊丹市 航洋 痘瘍病院 | 5 | 1 | 6 | x | 1名 | | | | | | | | | | | 346 | | | | | 346 | 19.8 | | 1名 | | | | | 常該當 | 常該當 | 常該當 | ○ | | | |
| 10 | 神戸市 神戸 診療所 | 5 | 3 | 1 | 8 | 連携医療 | | 1名 | | | | | | | | | 237 | | | | | 237 | 15.8 | | 1名 | | | | | 非該當 | 非該當 | 1名 | 非該當 | ○ | | |
| 11 | 神戸市 神戸 診療所 | 5 | 3 | 1 | 14 | 連携医療 | | 1名 | | | | | | | | | 1,486 | | | | | 1,486 | 1,486 | 98.0 | 1名 | | | | | 1名 | 非該當 | 3名以上 非該當 | 3名以上 非該當 | ○ | | |
| 12 | 神戸市 神戸 診療所 | 5 | 3 | 1 | 14 | 連携医療 | | 2名 | | | | | | | | | 2,122 | | | | | 1,800 | 3,922 | 258.5 | 2名 | | | | | 1名 | 非該當 | 2名 | 非該當 | ○ | | |
| 13 | 宝塚市 航洋 診療所 | 5 | 1 | 6 | x | 1名 | | | | | | | | | | | 84 | | | | | 84 | 4.8 | 1名 | | | | | 非該當 | 非該當 | 非該當 | 非該當 | ○ | | | |
| 14 | 姫路市 摂南 痘瘍病院 | 5 | 1 | 6 | x | 1名 | | | | | | | | | | | 240 | | | | | 240 | 29.8 | | 1名 | | | | | 非該當 | 非該當 | 非該當 | 非該當 | ○ | | |
| 15 | 姫路市 摂南 痘瘍病院 | 5 | 3 | 1 | 14 | 準拠点 3名以上 3名以上 | | 1名 | 3名以上 | | | | | | | | 112 | 69 | | 10 | 360 | 551 | 67.9 | 3名以上 | 1名 | | | | 非該當 | 3名以上 | 3名以上 | 3名以上 | ○ | | | |
| 16 | 神戸市 神戸 診療所 | 5 | 5 | 3 | 1 | 14 | 連携医療 | | 1名 | | | | | | | | 200 | | | | | 0 | 200 | 13.2 | 1名 | | | | | 1名 | 非該當 | 3名以上 非該當 | 3名以上 非該當 | ○ | | |
| 17 | 尼崎市 航洋 診療所 | 5 | 3 | 1 | 14 | 連携医療 | | 2名 | | | | | | | | | 300 | | | | | 0 | 300 | 17.2 | 1名 | | | | | 1名 | 非該當 | 3名以上 | 1名 | ○ | | |
| 18 | 宝塚市 航洋 痘瘍病院 | 5 | 3 | 1 | 14 | 準拠点 1名 3名以上 | | 1名 | 3名以上 | | | | | | | | 113 | 511 | | | | 624 | 35.7 | 2名 | | | | | 3名以上 | 3名以上 | 3名以上 | 3名以上 | ○ | | | |
| 19 | 明石市 東陽 施設 | 5 | 3 | 1 | 9 | 連携医療 | 1名 3名以上 | 1名 | 3名以上 | 1名 | | | | | | | 3 | 18 | 0 | 1 | 4 | 26 | 3.8 | 非該當 | 非該當 | 非該當 | 非該當 | 3名以上 | 3名以上 | 3名以上 | 3名以上 | ○ | | | | |
| 20 | 宝塚市 航洋 痘瘍病院 | 5 | 5 | 1 | 11 | 準拠点 3名以上 3名以上 | | 2名 | 1名 3名以上 | | | | | | | | 0 | 82 | 58 | 30 | 56 | 226 | 12.9 | 1名 | 1名 | | | | 非該當 | 非該當 | 非該當 | 非該當 | ○ | | | |
| 21 | 伊丹市 航洋 痘瘍病院 | 5 | 5 | 1 | 11 | 準拠点 3名以上 3名以上 | | 1名 | 1名 3名以上 | | | | | | | | 388 | 257 | 62 | 28 | 30 | 765 | 43.8 | 3名以上 | 1名 | 非該當 | 非該當 | 非該當 | 非該當 | 非該當 | 非該當 | 非該當 | 非該當 | ○ | | |
| 22 | 神戸市 神戸 痘瘍病院 | 5 | 5 | 3 | 1 | 14 | 準拠点 3名以上 3名以上 3名以上 3名以上 3名以上 | | | | | | | | | 132 | 568 | 358 | 165 | 164 | 1,387 | 91.4 | 非該當 | 2名 | 非該當 | 非該當 | 3名以上 | 3名以上 | 3名以上 | 3名以上 | 3名以上 | ○ | | | | |
| 23 | 摂津市 但馬 診療所 | 5 | 5 | 1 | 11 | 連携医療 | | 1名 | 1名 | | | | | | | | 150 | | 300 | | | 450 | 288.8 | 1名 | | 非該當 | | | | 非該當 | 非該當 | 非該當 | 非該當 | ○ | | |
| 24 | 尼崎市 航洋 診療所 | 5 | 5 | 3 | 1 | 14 | 連携医療 | | 1名 | | | | | | | | 536 | | | | | 0 | 536 | 30.7 | 1名 | | | | | 1名 | 非該當 | 1名 | 非該當 | ○ | | |
| 25 | 小野市 北播 痘瘍病院 | 5 | 5 | 3 | 1 | 14 | 準拠点 3名以上 3名以上 | | 2名 | | | | | | | | 44 | 110 | | | | 94 | 248 | 95.1 | 1名 | 2名 | | | 1名 | 非該當 | 非該當 | 3名以上 | ○ | | | |

9点以上は「連携医療機関」 11点以上は「準拠点病院」

概ね80人以上が自安能

資料3 詳細表

情報提供(情報収集項目) 案

◎:午前、午後　、○:午前　、△:午後　、×:休診

資料2 協議対象一覧

| 2次 医療圏域 (手挙げ数) | 目標数 | 準拠 点指 定 | 残 | 医療機関 概要 | | | | | |
|----------------------|-----------------------------|---------------|---|---------|-----|-----------|--|--|--|
| | | | | 医療機関名 | 市町 | 基本情報 | | | |
| 神戸 (8カ所) | 圏域 目標① (6カ所) | 2 | 1 | | 神戸市 | 診療所 | | | |
| | | | | | 神戸市 | 病院 | | | |
| | | | | | 神戸市 | 診療所 | | | |
| | 拠点 病院② (3カ所) | | | | 神戸市 | 診療所 | | | |
| | | | | | 神戸市 | 診療所 | | | |
| | | | | | 神戸市 | 診療所 | | | |
| | 指定目標 ①-② <u>(3カ所)</u> | | | | 神戸市 | 診療所 | | | |
| | | | | | 神戸市 | 病院 | | | |
| | | | | | 神戸市 | 診療所 | | | |

拠点病院: 神戸大学医学部附属病院、県立こども病院、神戸市立医療センター中央市民病院

| | | | | | | | | | |
|--------------------|-----------------------------|---|---|--|-----|-----------|--|--|--|
| 阪神 (9カ所) | 圏域 目標① (6カ所) | 3 | 2 | | 西宮市 | 診療所 | | | |
| | | | | | 西宮市 | 診療所 | | | |
| | | | | | 伊丹市 | 診療所 | | | |
| | 拠点 病院② (1カ所) | | | | 宝塚市 | 診療所 | | | |
| | | | | | 尼崎市 | 診療所 | | | |
| | | | | | 宝塚市 | 病院 | | | |
| | 指定目標 ①-② <u>(5カ所)</u> | | | | 宝塚市 | 病院 | | | |
| | | | | | 宝塚市 | 病院 | | | |
| | | | | | 尼崎市 | 診療所 | | | |

拠点病院: 兵庫医科大学病院

| | | | | | | |
|----------------------|---------------|---|---|-------------|-----|-----------|
| 東播磨 (1カ所) | 指定目標 (3カ所) | 0 | 3 | | 明石市 | 病院 |
| 北播磨 (1カ所) | 指定目標 (1カ所) | 1 | - | | 小野市 | 病院 |
| 播磨姫路 (5カ所) | 指定目標 (3カ所) | 1 | 2 | | 姫路市 | 診療所 |
| | | | | | 姫路市 | 病院 |
| | | | | | 姫路市 | 病院 |
| | | | | | 姫路市 | 診療所 |
| | | | | | 姫路市 | 病院 |
| 但馬 (1カ所) | 指定目標 (1カ所) | - | 1 | | 豊岡市 | 診療所 |
| 丹波 | 指定目標 (1カ所) | - | 1 | (手挙げ医療機関無し) | | |
| 淡路 | 指定目標 (1カ所) | - | 1 | (手挙げ医療機関無し) | | |

| 県目標数 | 指定目標数 | 指定 | 残 |
|------|-------|----|----|
| 22 | 18 | 7 | 11 |

アレルギー疾患対策基本法（平成27年12月施行）

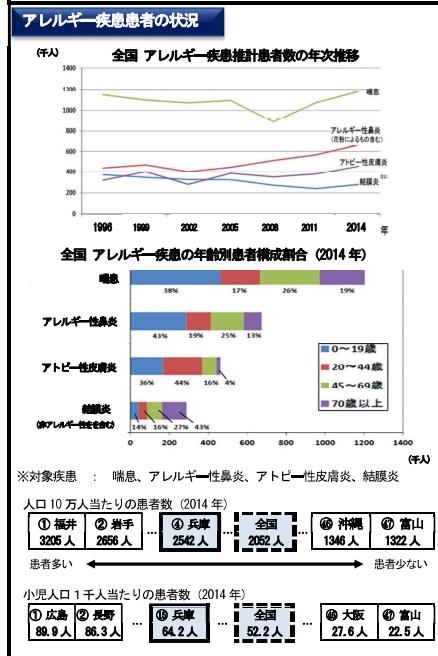
対象疾患
気管支ぜん息 アトピー性皮膚炎 食物アレルギー
アレルギー性鼻炎 アレルギー性結膜炎 花粉症

基本理念

- ①生活環境の改善
- ②居住地にかかわらない適切な医療の提供
- ③適切な情報の入手、生活の質の維持向上のための支援体制の整備
- ④アレルギー疾患研究の推進

アレルギー疾患対策の推進に関する基本指針（平成29年3月）

- 1 アレルギー疾患に関する啓発及び知識の普及並びにアレルギー疾患の予防
- 2 アレルギー疾患医療を提供する体制の確保
- 3 アレルギー疾患に関する調査及び研究
- 4 その他アレルギー疾患対策の推進



兵庫県アレルギー疾患対策推進計画（案）概要

参考資料 1

計画の趣旨 アレルギー疾患をめぐる課題に的確に対応するため、アレルギー疾患対策にかかる施策の方向性を示し、総合的な取り組みを推進する。

計画の位置づけ アレルギー疾患対策基本法第13条に基づく都道府県計画

計画期間 2020(令和2)年度から2024(令和6)年度までの5年

基本理念

- ①重症化の予防及び症状を軽減するための施策を総合的に実施することによる生活環境の改善
- ②居住地にかかわらず適切なアレルギー疾患医療が受けられる体制の整備
- ③適切な情報が入手できる体制及び生活の質の向上のための支援を受けることができる体制の整備

計画推進に係る数値目標（2024年度末時点）

① アレルギー患者数の減少
人口10万人当たりの患者数
(現状 2014年) 2,100人 → (目標) 全国値以下
※参考 2014年全国値: 2,052人

**② 小児人口1千人当たりの患者数
(現状 2014年) 64.2人 → (目標) 全国値以下
※参考 2014年全国値: 52.2人**

② ぜん息死亡率（人口10万人対）の減少
(現状 2017年) 1.5 → (目標) 全国値以下
※参考 2017年全国値: 1.4

③ 児童・生徒の食物アレルギーによる死亡ゼロ

Ⅰ 自己管理や生活環境の改善に関する課題

- ①誤った情報により病状の悪化を繰り返す事例
- ②慢性疾患のため長期わたって適切な自己管理が必要
- ③疾患の増悪要因が生活環境中に広く存在

Ⅱ 地域に関わらず適切な医療が受けられる体制の整備に関する課題

- ①診療ガイドラインに基づく標準治療の更なる普及
- ②専門医療機関のネットワーク、かかりつけ医との連携

Ⅲ 患者を支援する人材や相談体制の確保に関する課題

- ①学校・保育所等の関係者の資質向上
- ②災害への備えに関する情報提供、アレルギー疾患に配慮した食糧の備蓄

施設の柱 I

重複化の予防及び症状軽減のための施策

(1) アレルギー疾患に関する啓発及び知識の普及

- ①県ホームページによる情報提供
患者・家族への基礎知識や自己管理方法等の情報提供
- ②啓発資料等を利用した周知
- ③関係機関（団体）が開催する研修会や講演会の案内

(2) 生活環境におけるアレルゲン等の軽減

- ①花粉発生源対策
少花粉スギ苗木の生産及び植栽、花粉発生源の立木の伐倒・除去
- ②花粉飛散状況調査・情報提供
スギ科、ヒノキ科、カバノキ科、ブタクサ、ヨモギの定期測定（5カ所）を年次で実施し、県ホームページで発信【スギ及びヒノキの飛散量の推移】県内4カ所（神戸、姫路、豊岡、洲本）の年間飛散量
- ③アレルゲンを含む食品に対する対策
・食品表示に係る製造者等への指導
・アレルゲンを含む食品の収容検査、表示の監視指導
- ④住居（室内）環境対策及び情報提供
アレルゲンや増悪因子の確認対策の情報提供
- ⑤大気環境対策及び情報提供
各地域のPM2.5情報を県ホームページで発信

**※アレルギー科標準：病院 16カ所、診療所 305カ所
出典：平成29年厚生労働省「医療施設認定」**

施設の柱 II

患者の状態に応じた適切な医療を提供する体制を整備するための施策

(1) 医療提供体制等の整備

- ①兵庫県アレルギー疾患医療拠点病院（4カ所）の指定
- ②中央拠点病院
立国立成育医療研究センター
立国立病院機構播磨医療研究センター
- ③専門医療連絡体制の在り方、人材育成の検討等
- ④地域連携体制の整備
- ⑤兵庫県アレルギー疾患医療拠点病院（4カ所）の指定

施設の柱 III

患者・家族等を支援するための環境づくりの施策

(1) 学校や保育所等での対応支援

- ①学校・保育所等への助言指導
県拠点病院（専門医、栄養士等）による医学的見地からの助言指導
- ②学校等の教職員等に対する研修会等の実施
各地域へのアレルギー専門医の派遣
- ③学校・保育所等へのアレルギー疾患対応マニュアル、ガイドラインの周知
- ④保育所等の給食施設を対象とした栄養管理の個別指導、研修、情報提供

(2) 多様な相談・懇親に対する対応

- ①相談窓口の設置
一般相談は各健康福祉事務所（保健所）、かかりつけ医等からの専門相談は拠点病院が対応
- ②患者やその家族等に対する講習会の実施
アレルギー疾患に関する最新の見知や自己管理方法、標準的な治療法などについての講習会
- ③保健所職員等に対する研修
患者やその家族等からの相談窓口となる保健所職員等に対する研修会等の実施

(3) 災害時の対応

- ①平時からの体制整備
市町等におけるアレルギーに配慮した食品の備蓄、計画的な買替え
- ②避難所管理者等に対する適切な情報提供
アノフィラキシー等の重症予防、食物アレルギーに対するミルクや食品の情報等の関係者への周知
- ③災害時の栄養・食生活支援
県養生士会との協定に基づく避難所や仮設住宅での栄養相談や健康教育の実施、アレルギー対応食品の提供

このため、下記のとおり本県では平成30年2月1日付けで「兵庫県アレルギー疾患医療拠点病院」を指定した。

| 名 称 | 所 在 地 |
|--------------------|-----------------|
| 1 神戸大学医学部附属病院 | 神戸市中央区楠町7-5-2 |
| 2 兵庫医科大学病院 | 西宮市武庫川町1-1 |
| 3 兵庫県立こども病院 | 神戸市中央区港島南町1-6-7 |
| 4 神戸市立医療センター中央市民病院 | 神戸市中央区港島南町2-1-1 |

【参考】県拠点病院に求められる主な役割

- ① 診療が困難な症例や重症及び難治性アレルギー疾患患者に対し、関係する複数の診療科が連携し、診療、治療、管理を行う。
- ② 患者やその家族、地域住民に対するアレルギー疾患に関する適切な情報の提供
- ③ 医療従事者の知識や技能の向上に資する研修や学校、児童福祉施設等の教職員等に対する講習への積極的な関与
- ④ 学校、児童福祉施設等におけるアレルギー疾患対応への助言・支援

(3) 兵庫県アレルギー疾患医療準拠点医療機関の選定

患者がどこの地域であっても医療機関に受診できるように、準拠点医療機関を設ける。拠点病院と連携できる体制とする。

(4) 計画の施策推進のための点検及び評価

本計画における施策の実施状況やその成果については、OODAループを活用し、各年度において、県アレルギー疾患連絡協議会に報告し、点検・評価を受けるとともに、その結果に基づき必要な見直しを行い、施策を充実させていくように努める。

【参考】

【OODAループ】

Observe／Orient／Decide／Act の頭文字を揃えたもので、

観察（Observe）・情勢への適応（Orient）・意思決定（Decide）・行動（Act）

の流れを、計画に生かしていくプロセスのこと。

兵庫県アレルギー疾患医療連絡協議会開催要綱

(開催)

第1条 アレルギー疾患に関する診療ネットワークの構築、県民並びに医療従事者に対する情報提供及び人材育成等について、アレルギー疾患対策関係者から広く意見を求める目的として、兵庫県アレルギー疾患医療連絡協議会（以下「協議会」という。）を開催する。

(検討事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について検討を行う。

- (1) 兵庫県におけるアレルギー疾患の実情の把握及び情報共有に関するここと。
- (2) 多様なアレルギー疾患に対する診療連携体制に関するここと。
- (3) 県民並びに医療従事者に対する医療情報等の提供体制に関するここと。
- (4) 医療従事者の人材育成に関するここと。
- (5) 地域の実情に応じたアレルギー疾患対策推進計画の策定に関するここと。
- (6) その他アレルギー疾患対策に関するここと。

(構成)

第3条 協議会構成員（以下「構成員」という。）は、別表の関係機関並びに関係団体の代表者をもって構成する。

(座長)

第4条 協議会に座長及び座長代理を置く。

- 2 座長は、構成員の互選により選出する。
- 3 座長は、協議会の議事進行を行う。
- 4 座長に事故があるとき、又は座長が欠けたときは、座長代理がその職務を代理する。

(運営)

第5条 協議会は、兵庫県保健医療部感染症等対策室感染症対策課長（以下「感染症対策課長」という。）が招集する。

- 2 構成員は、事故その他やむを得ない理由により協議会に出席できないときは、あらかじめ感染症対策課長の承認を得て、代理人を出席させることができる。この場合において、代理人は、協議会が開催される前に委任状を感染症対策課長に提出しなければならない。
- 3 感染症対策課長が必要と認めたときは、協議会の構成員以外の者の出席を求める意見を聞くことができる。
- 4 協議会は、公開とする。ただし、協議会の運営に著しい支障があると認められる場合には、非公開とすることができます。
議事録、議事要旨及び協議会資料は原則として公開とする。

(部会の開催)

第6条 検討事項の一部について、特定の構成員からの意見聴取（又は意見交

- 換) が必要な場合は、部会を設置することができる。
- 2 部会に招集する構成員は感染症対策課長が指名する。
 - 3 部会の議事を進行するため、部会構成員の互選により、部会座長を選任する。
 - 4 部会の運営については、「第5条」の規定を準用する。

(謝金)

第7条 構成員（県の職員である構成員を除く）及び構成員の代理人（県の職員である代理人を除く）が協議会及び部会に出席したときは、謝金を支給する。

- 2 謝金の支給については、別に定める。

(旅費)

第8条 構成員及び構成員の代理人が協議会及び部会に出席したときは、旅費を支給する。

- 2 旅費の額は、職員等の旅費に関する条例（昭和35年兵庫県条例第44号）の規定により算出した額に相当する額とする。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の開催に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(組織改編)

この要綱は、令和2年7月1日から施行する。

別表（第3条関係）

兵庫県アレルギー疾患医療連絡協議会構成員

| | 区分 | 所 属 | 備 考 |
|----|------|------------------|-----|
| 1 | 拠点病院 | 神戸大学医学部附属病院 | 医師 |
| 2 | | 兵庫県立こども病院 | 医師 |
| 3 | | 兵庫医科大学病院 | 医師 |
| 4 | | 神戸市立医療センター中央市民病院 | 医師 |
| 5 | 医療関係 | 兵庫県医師会 | 医師 |
| 6 | | 兵庫県内科医会 | 医師 |
| 7 | | 兵庫県小児科医会 | 医師 |
| 8 | | 兵庫県眼科医会 | 医師 |
| 9 | | 兵庫県耳鼻咽喉科医会 | 医師 |
| 10 | | 兵庫県皮膚科医会 | 医師 |
| 11 | | 兵庫県薬剤師会 | 薬剤師 |
| 12 | | 兵庫県看護協会 | 看護師 |
| 13 | | 兵庫県栄養士会 | 栄養士 |
| 14 | その他 | 小児アレルギーエデュケーター | 看護師 |
| 15 | 行政 | 兵庫県市長会 | |
| 16 | | 兵庫県町村会 | |
| 17 | | 兵庫県教育委員会 | |
| 18 | 県民 | 患者会代表 | |

(別紙1)

兵庫県アレルギー疾患医療連絡協議会 謝金取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、兵庫県アレルギー疾患医療連絡協議会開催要綱（以下「要綱」という。）第7条第1項に定める謝金の取扱いについて必要な事項を定める。

(謝金の額)

第2条 要綱第7条第1項に定める謝金の額は、日額12,500円とする。

(その他)

第3条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

この要領は平成30年4月1日から施行する。

兵庫県アレルギー疾患医療連絡協議会部会運営規程（案）

（設置）

第1条 この規程は、兵庫県アレルギー疾患医療連絡協議会開催要綱（以下、「要綱」という。）第9条の規定に基づき、要綱第6条に規定する部会の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（名称）

第2条 部会の名称は、「医療部会」とする。

（組織）

第3条 医療部会は、協議会の構成員7人以内で組織し、次のとおりとする。

- (1) 抛点病院 1名
- (2) 医療関係 5名
- (3) 患者団体 1名

（座長代理）

第4条 部会座長に事故があるとき、又は座長が欠けたときは、要綱第4条第4項の規定を準用する。

なお、座長代理は、医療部会出席者の中から感染症対策課長が指名する。

（所掌事務）

第5条 所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) アレルギー疾患医療に係る均てん化の推進に関すること。
- (2) 準拠点医療機関の指定要件及び選考に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、部会座長が特に必要と認めたこと。

（その他）

第6条 この規定に定めるもののほか、医療部会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

（施行期日）

この規程は、令和5年7月31日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年 月 日から施行する。

参考資料 3

10

兵庫県アレルギー疾患対策推進計画の改定予定

R6年度に改定作業が必要

